

定 款

一般社団法人プロジェクトデザインセンター

平成23年2月7日作成

一般社団法人プロジェクトデザインセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人プロジェクトデザインセンターと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ソーシャルプロジェクト(社会的事業)・持続可能な社会づくりのためのプロジェクトの企画・実施・提供・支援を行い、地域社会の健全な発展と自然環境保護との調和を図ること、また、プロジェクトの担い手となる人材を養成し、ひいては就労を支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 社会的事業、持続可能な社会づくりのためのプロジェクトの企画・実施
2. プロジェクトデザイン(プロジェクトの企画・実施・管理等一連の作業)のノウハウの提供等による他組織の支援事業
3. プロジェクトデザイナー養成事業
4. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

- 2 前項の規定による掲示は、その開始の日から1か月を経過する日まで継続して行う。
ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)その他の法令に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 除名されたとき。
5. 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 一般法人法第49条第2項に規定する社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第17条 当法人に理事3名以上を置く。

(選任等)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事及び役付理事)

第20条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選によりこれを定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

3 当法人は、必要に応じて理事の互選により専務理事1名及び常務理事若干名を定めることができる。

(役員の報酬等)

第21条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- 2 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 3 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第23条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第24条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第25条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第26条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第27条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の配当)

第 3 0 条 当法人は、剰余金の配当を行わない。

(剰余財産の帰属)

第 3 1 条 当法人の剰余財産は、社員総会の決議により、次に掲げる者の全部又は一部に帰属させるものとする。

- 1 . 国
- 2 . 北海道又は北海道内にある市町村
- 3 . 社会福祉法人
- 4 . 当法人と類似の目的を有する公益社団法人

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 3 2 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 3 3 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

札幌市手稲区手稲本町一条四丁目 1 番 5 - 8 0 3 号

加納尚明

札幌市北区あいの里三条三丁目 7 番 1 4 号

岩井尚人

(法令の準拠)

第 3 4 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人プロジェクトデザインセンター設立のため、設立時社員加納尚明及び設立時社員岩井尚人の定款作成代理人である行政書士天野久敏は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 2 3 年 2 月 7 日

設立時社員 加納尚明

設立時社員 岩井尚人

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 天 野 久 敏